

議案第1号

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則について

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則を別紙のとおり定める。

平成16年4月21日

沖縄県教育委員会

## 沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、沖縄県立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（学区）

**第2条** 全日制の課程の普通科の学区は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第2に掲げる地域については、県全域とする。

2 高等学校の入学者選抜のための学力検査による選抜の結果、合格者の数が学科の定員に達しない場合に再度募集が行われるときの当該募集（以下「第2次募集」という。）に係る全日制の課程の普通科の学区については、別表第1の規定にかかわらず、県全域とする。

3 全日制の課程の普通科以外の学科の学区は、県全域とする。

（入学志願）

**第3条** 高等学校に入学（転入学及び編入学を含む。以下同じ。）しようとする者は、その保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）の住所（保護者の生活の本拠地をいう。以下同じ。）の属する学区内に所在する高等学校に入学しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学区外の高等学校に入学しようとする者は、その高等学校の入学定員に100分の10を乗じて得た数の範囲内で、入学することができる。ただし、学区内からの入学志願者の数が入学定員の100分の90を乗じて得た数に満たない場合は、この限りでない。

（入学志願の特例）

**第4条** 前条の規定にかかわらず、保護者の住所が入学の日までに所属学区外の学区に移転することが確実であると認められる者は、移転先の住所の属する学区内に所在する高等学校（以下「志願先高等学校」という。）に入学することができる。

2 前項の規定により志願先高等学校に入学しようとする者は、学区外高等学校入学志願書（別記様式）に保護者の住所の移転を証する書類及び志願先高等学校長が必要であると認める書類を添えて、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。

（違反者に対する取扱い）

**第5条** この規則に違反して高等学校に入学した者については、当該高等学校長は入学許可の取消しその他必要な措置を講ずることができる。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1 全日制の課程の普通科の学区（第2条関係）

学区名	高等学校名	区 域
国頭学区	沖縄県立辺土名高等学校 沖縄県立北山高等学校 沖縄県立本部高等学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、名護市、 宜野座村、金武町
	沖縄県立名護高等学校	上記の通学区域に恩納村立安富祖及び恩納中学校区域を 加える
	沖縄県立宜野座高等学校	同様に恩納村立喜瀬武原中学校区域を加える
中頭学区	沖縄県立前原高等学校 沖縄県立具志川高等学校 沖縄県立与勝高等学校 沖縄県立読谷高等学校 沖縄県立嘉手納高等学校 沖縄県立美里高等学校 沖縄県立コザ高等学校 沖縄県立北中城高等学校 沖縄県立北谷高等学校 沖縄県立普天間高等学校	恩納村、石川市、与那城町、勝連町、具志川市、 読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、宜野湾市、 北中城村、中城村
	沖縄県立石川高等学校	上記の通学区域に金武町立嘉芸小学校区域を加える
	沖縄県立宜野湾高等学校	同様に浦添市立港川中学校区域を加える
那覇学区	沖縄県立浦添高等学校 沖縄県立那覇国際高等学校	西原町、浦添市、那覇市
	沖縄県立西原高等学校	上記の通学区域に宜野湾市立嘉数中学校区域を加える
	沖縄県立首里高等学校 沖縄県立首里東高等学校 沖縄県立真和志高等学校	同様に南風原町を加える
	沖縄県立那覇高等学校 沖縄県立小禄高等学校 沖縄県立那覇西高等学校	同様に豊見城市を加える
島尻学区	沖縄県立豊見城南高等学校 沖縄県立糸満高等学校 沖縄県立向陽高等学校	豊見城市、糸満市、東風平町、具志頭村、玉城村、 知念村、佐敷町、与那原町、大里村、南風原町
	沖縄県立豊見城高等学校	上記の通学区域に那覇市立那覇、上山、神原、鏡原、 小禄、金城、古蔵、寄宮及び仲井真中学校区域を加える
	沖縄県立知念高等学校	同様に西原町を加える
	沖縄県立南風原高等学校	同様に那覇市立松島、真和志、石田、首里、城北、 石嶺、松城、安岡、寄宮及び仲井真中学校区域を 加える
久米島学区	沖縄県立久米島高等学校	久米島町
宮古学区	沖縄県立宮古高等学校 沖縄県立伊良部高等学校	平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部町
八重山学区	沖縄県立八重山高等学校	石垣市

別表第2 （第2条関係）

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（水納中学校区域のみ）、勝連町（津堅中学校区域のみ）、知念村（久高中学校区域のみ）、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、平良市（大神中学校区域のみ）、多良間村、竹富町、与那国町

学区外高等学校入学志願書

年 月 日

沖縄県立 高等学校長 殿

(出身中学校) \_\_\_\_\_  
 (志願者氏名) \_\_\_\_\_  
 (保護者氏名) \_\_\_\_\_ 印  
 (保護者現住所) \_\_\_\_\_

下記のとおり沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則第4条の規定により、保護者の移転先の住所の属する学区内に所在する高等学校へ入学を志願します。

記

志願先高等学校及び志願学科		沖縄県立 高等学校 科
保護者の住所の移転に関する事項	移 転 先 住 所	
	移 転 予 定 年 月 日	年 月 日
	移 転 の 理 由	

上記のとおり相違ないことを証明する。  
 年 月 日 中学校長 印

添付書類

- 1 保護者の住所の移転を証する書類
- 2 その他 ( )

(改正の理由)

「沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則」を改正する理由

1 通学区域拡大の理由

沖縄県教育委員会は、教育を受ける側の選択の実現・拡大を図ることを目的とし、次の方針等に基づき、通学区域（以下「学区」という。）を拡大するため、本規則の全部を改正する。

(1) 方針

ア 受験する生徒が将来の目標を目指し、自ら希望する高校の選択を可能にする。

イ 教育内容の個性化・多様化により、生徒の個性の伸長が図れるようにする。

(2) 基本的な考え方

ア 生徒一人一人の個性に応じた高校選択ができる。

生徒が自己の能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じて、目的意識をもって高校が選択できるよう通学区域を拡大する。

イ 高校選択数の格差を是正する。

生徒の居住地によって選択できる高校の数が異なることのないようにする。

ウ 特色ある学校づくりを行う。

各高校は創意工夫を凝らした教育課程を編成し、生徒の良さが生きる魅力ある学校づくりを行う。

2 学区拡大の内容

(1) 全日制課程普通科

ア 学区の区分

(ア) 国頭学区：国頭教育事務所の所管区域

(イ) 中頭学区：中頭教育事務所の所管区域（ただし、西原町は除く。）

(ウ) 那覇学区：那覇教育事務所の所管区域（ただし、久米島町は除く。）、西原町

(エ) 島尻学区：島尻教育事務所の所管区域

(オ) 久米島学区：久米島町

(カ) 宮古学区：宮古教育事務所の所管区域

(キ) 八重山学区：八重山教育事務所の所管区域

イ 学区外への入学志願等について

(ア) 現在、学区となっている高校が、新しい学区に変わったことで受験できなくなることがないようにする。

(イ) 各高校は入学定員の10パーセント以内の範囲で学区外から入学できる。

(ウ) 第2次募集の学区は県全域とする。

(エ) 高校の設置されていない離島はすべての高校の学科の学区とする。

(2) 全日制課程普通科以外の学科の学区

県全域とする。

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>平成 年 月 日 教育委員会規則第 号</p> <p>沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>沖縄県立高等学校</u>（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）については、<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(学区)</p> <p>第2条 全日制の課程の普通科の学区は、<u>別表第1のとおりとする。</u>ただし、<u>別表第2に掲げる地域は、県全域とする。</u></p> <p>2 高等学校の入学者選抜のための学力検査による選抜の結果、合格者の数が学科の定員に達しない場合に再度募集が行われるときの当該募集（以下「第2次募集」という。）に係る全日制の課程の普通科の学区については、<u>別表第1の規定にかかわらず、県全域とする。</u></p> <p>3 全日制の課程の普通科以外の学科の学区は、<u>県全域とする。</u></p> <p>(入学志願)</p> <p>第3条 高等学校に入学（<u>転入学及び編入学を含む。</u>以下同じ。）しようとする者は、その保護者（<u>親権者又は後見人</u>をいう。以下同じ。）の住所（<u>保護者の生活の本拠地</u>をいう。以下同じ。）を有する学区内に所在する高等学校に入学しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>学区外の高等学校に入学しようとする者は、その高等学校の入学定員に100分の10を乗じて得た数の範囲内で入学することができる。</u>ただし、<u>学区内からの入学志願者の数が入学定員の100分の90を乗じて得た数に満たない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(入学志願の特例)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、<u>保護者の住所が入学の日までに所属学区外の学区に移転することが事実であると認められる者は、移転先の住所の属する学区内に所在する高等学校（以下「志願先高等学校」という。）に入学することができる。</u></p> <p>2 前項の規定により志願先高等学校に入学しようとする者は、<u>学区外高等学校入学志願書（別記様式）に保護者の住所の移転を証する書類及び志願先高等学校長が必要であると認める書類を添えて、出身中学校長を経て志願先高等学校長に提出しなければならない。</u></p> <p>(違反者に対する取扱い)</p> <p>第5条 この規則に違反して高等学校に入学した者については、<u>当該高等学校長は入学許可の取消しその他の必要な措置を講ずることができる。</u></p>	<p>昭和47年5月29日教育委員会規則第19号</p> <p>沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>沖縄県立高等学校</u>（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）については、<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(学区)</p> <p>第2条 高等学校の全日制の課程の学区は、<u>別表第1から別表第10までのとおりとする。</u>ただし、<u>別表第12に掲げる地域については、県全域とする。</u></p> <p>2 高等学校の入学者選抜のための学力検査による選抜の結果、合格者の数が学科の定員に達しない場合に再度募集が行われるときの当該募集（以下「第2次募集」という。）に係る全日制の課程の普通科の学区については、<u>別表第1の規定にかかわらず、別表第11のとおりとする。</u></p> <p>3 高等学校の定時制の課程及び通信制の課程の学区は、<u>県全域とする。</u></p> <p>第3条 高等学校に入学しようとする者は、その保護者（<u>親権者又は後見人</u>をいう。以下同じ。）が住所（<u>保護者の生活の本拠地</u>をいう。以下同じ。）を有する学区内に所在する高等学校に入学しなければならない。</p> <p>2 次の各号の一に該当する場合は、<u>前項の規定にかかわらず学区外の高等学校に入学することができる。</u></p> <p>(1) 学区の境界線周辺に住所を有し、<u>通学距離又は通学に要する時間において学区外の高等学校が最短である場合</u></p> <p>(2) その他正当と認められる特別な理由がある場合</p> <p>(学区外入学の手続)</p> <p>第4条 前条第2項の規定により学区外の高等学校に入学しようとするときは、<u>保護者より出身中学校長及び当該学区の高等学校長を經て、入学を希望する学区外の高等学校長に「学区外高等学校入学志願許可願」（別記様式）（以下「許可願」という。）を提出してその許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 前項の許可願があった場合は、<u>学区外の高等学校長は学区内の高等学校長と協議の上、その理由を正当と認めるときは入学志願を許可することができる。</u></p> <p>3 前2項の規定は、<u>第2次募集による学区外の高等学校への入学について準用する。</u>この場合において、<u>第1項中「当該学区の高等学校長」とあるのは「入学者選抜のための学力検査を受検した高等学校の長」と、前項中「学区内の高等学校長」とあるのは「入学者選抜のための学力検査を受検した高等学校の長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(入学の取消し)</p> <p>第5条 第3条の規定に違反して学区外の高等学校に入学した者については、<u>当該高等学校長は、その入学を取り消すことができる。</u></p>

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1 全日制の課程の普通科の学区(第2条関係)

学区名	高等学校名	区 域
国頭学区	沖縄県立辺土名高等学校	国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、名護市、宜野座村、金武町
	沖縄県立北山高等学校	
	沖縄県立本部高等学校	
	沖縄県立北山高等学校	
	沖縄県立名護高等学校	上記の通学区域に恩納村立安富祖及び恩納中学校区域を加える
	沖縄県立宜野座高等学校	同様に恩納村立喜瀬武原中学校区域を加える
	沖縄県立前原高等学校	恩納村、石川市、与那城町、勝連町、具志川市、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、宜野湾市、北中城村、中城村
	沖縄県立志志川高等学校	
	沖縄県立与勝高等学校	
	沖縄県立読谷高等学校	上記の通学区域に金武町立嘉芸小学校区域を加える
那覇学区	沖縄県立宜野湾高等学校	同様に浦添市立港川中学校区域を加える
	沖縄県立浦添高等学校	西原町、浦添市、那覇市
	沖縄県立那覇国際高等学校	
	沖縄県立西原高等学校	上記の通学区域に宜野湾市立嘉教中学校区域を加える
島尻学区	沖縄県立首里高等学校	同様に南風原町を加える
	沖縄県立首里東高等学校	
	沖縄県立真和志高等学校	
	沖縄県立那覇高等学校	同様に豊見城市を加える
	沖縄県立小禄高等学校	
	沖縄県立那覇西高等学校	
島尻学区	沖縄県立豊見城南高等学校	豊見城市、糸満市、東風平町、具志頭村、玉城村、知念村、佐敷町、与那原町、大里村、南風原町
	沖縄県立糸満高等学校	
沖縄県立向陽高等学校		

別表第1 普通科の学区(第2条関係)

高等学校名	学科名	通 学 区 域
沖縄県立辺土名高等学校	普通科	国頭村、大宜味村、東村
沖縄県立北山高等学校	普通科	今帰仁村
沖縄県立本部高等学校	普通科	本部町
沖縄県立名護高等学校	普通科	名護市、恩納村(安富祖及び恩納中学校区域のみ)
沖縄県立宜野座高等学校	普通科	宜野座村、金武町、名護市(久志及び久辺中学校区域のみ)、恩納村(喜瀬武原中学校区域のみ)
沖縄県立石川高等学校	普通科	石川市、恩納村、金武町(嘉芸小学校区域のみ)
沖縄県立前原高等学校	普通科	具志川市
沖縄県立具志川高等学校	普通科	
沖縄県立与勝高等学校	普通科	与那城町、勝連町
沖縄県立読谷高等学校	普通科	読谷村、嘉手納町、北谷町(桑江中学校区域のみ)、恩納村(山田及び仲泊中学校区域のみ)
沖縄県立嘉手納高等学校	普通科	読谷村、嘉手納町、北谷町(桑江中学校区域のみ)
沖縄県立美里高等学校	普通科	沖縄市
沖縄県立ココザ高等学校	普通科	
沖縄県立北中城高等学校	普通科	北中城村、中城村 沖縄市(美東、安藝田及び沖縄東中学校区域のみ)

沖繩県立豊見城高等学校	上記の通学区域に那覇市立那覇、上山、神原、鏡原、小椋、金城、古蔵、寄宮及び仲井真中学校区域を加える
沖繩県立知念高等学校	同様に西原町を加える
沖繩県立南風原高等学校	同様に那覇市立松島、真和志、石田、首里、城北、石嶺、松城、安岡、寄宮及び仲井真中学校区域を加える
久米島学区 沖繩県立久米島高等学校	久米島町
宮古学区 沖繩県立宮古高等学校 沖繩県立伊良部高等学校	平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部町
八重山学区 沖繩県立八重山高等学校	石垣市

沖繩県立北谷高等学校	普通科	北谷町、沖繩市(山内中学校区域及びコザ中学校区域のうち中の町小学校区域のみ)、北中城村(島袋小学校区域のみ)
沖繩県立普天間高等学校	普通科	宜野湾市、中城村(宇登又、宇北上原、宇南上原及び宇新垣のみ)、北中城村(島袋小学校区域、宇屋瓦原、宇瑞慶覧、宇石平、宇安谷屋、宇萩堂及び宇大城のみ)
沖繩県立宜野湾高等学校	普通科	宜野湾市 浦添市(港川中学校区域のみ)
沖繩県立西原高等学校	普通科	西原町、宜野湾市(嘉教中学校区域のみ) 浦添市
沖繩県立浦添高等学校	普通科	浦添市、那覇市(安岡中学校区域のみ)
沖繩県立那覇国際高等学校	普通科	浦添市、那覇市(松島、真和志、石田、首里、城北、石嶺、松城、安岡、那覇、上山、神原、寄宮及び古蔵中学校区域のみ)
沖繩県立首里高等学校	普通科	那覇市(松島、真和志、石田、首里、城北、石嶺、松城及び安岡中学校区域のみ)、南風原町
沖繩県立首里東高等学校	普通科	那覇市(松島、真和志、石田、首里、城北、石嶺、松城及び安岡中学校区域のみ)、南風原町、浦添市
沖繩県立真和志高等学校	普通科	那覇市(松島、真和志、石田、首里、城北、石嶺、松城、安岡、寄宮及び仲井真中学校区域のみ)、南風原町
沖繩県立南風原高等学校	普通科	那覇市(松島、真和志、石田、首里、城北、石嶺、松城、安岡、寄宮及び仲井真中学校区域のみ) 南風原町、与那原町、大里村、玉城村、知念村、佐敷町
沖繩県立豊見城高等学校	普通科	那覇市(那覇、上山、神原、鏡原、小椋、金城、古蔵、寄宮及び仲井真中学校区域のみ)、豊見城市
沖繩県立那覇高等学校	普通科	
沖繩県立小椋高等学校	普通科	那覇市(那覇、上山、神原、鏡原、小椋、金城及び



ひ古蔵中学校区域のみ)、豊見城市	
沖縄県立那覇西高等学校	普通科
沖縄県立豊見城南高等学校	普通科
沖縄県立糸満高等学校	普通科
沖縄県立向陽高等学校	普通科
沖縄県立知念高等学校	普通科
沖縄県立久米島高等学校	普通科
沖縄県立宮古高等学校	普通科
沖縄県立伊良部高等学校	普通科
沖縄県立八重山高等学校	普通科

別表第2 農業に関する学科の学区(第2条関係)

高等学校名	学科名	通学区
沖縄県立北部農林高等学校	熱帯農業科	県全域
	園芸工学科	県全域
沖縄県立那覇西高等学校	食品科学科	県教育庁国頭、宮古及び八重山教育事務所の所管区域、恩納村
	林業緑地科	県全域
	生活科学科	県教育庁国頭及び中頭教育事務所の所管区域
	熱帯資源科	県全域
沖縄県立那覇西高等学校	食品科学科	県教育庁中頭、那覇、島尻、宮古及び八重山教育

事務所の所管区域	
園芸科学科	県 全 域
造 園 科	県 全 域
農 業 科	県 全 域
園芸デザイン科	県 全 域
施設園芸科	県教育庁国頭、中頭、那覇、島尻及び八重山教育事務所の所管区域
食品技術科	県 全 域
緑地工学科	県 全 域
生活科学科	県教育庁中頭、那覇及び島尻教育事務所の所管区域
園 芸 科	県 全 域
生物生産科	県 全 域
環境工学科	県 全 域
生活福祉科	県 全 域
熱帯園芸科	県 全 域
畜 産 科	県 全 域
食品製造科	県教育庁宮古及び八重山教育事務所の所管区域
緑地土木科	県 全 域
生活科学科	県教育庁八重山教育事務所の所管区域

沖縄県立中部農林高等学校

沖縄県立南部農林高等学校

沖縄県立久米島高等学校

沖縄県立宮古農林高等学校

沖縄県立八重山農林高等学校

別表第3 工業に関する学科の学区(第2条関係)

高等学校名	学科名	通 学 区 域

県教育庁国頭教育事務所の所管区域		
沖縄県立北部工業高等学校	機械科	
	電気科	
	建築科	
沖縄県立美里工業高等学校	機械科	県教育庁国頭教育事務所の所管区域(西原町を除く。)
	電気科	
	建築科	
	設備工業科	県教育庁国頭及び中頭教育事務所の所管区域、浦添市
	機械科	県教育庁中頭教育事務所の所管区域(西原町を除く。)
沖縄県立中部工業高等学校	自動車科	県教育庁国頭及び中頭教育事務所の所管区域(西原町を除く。)
	電子科	県全 域
	土木科	県教育庁国頭及び中頭教育事務所の所管区域(西原町を除く。)
	情報技術科	県全 域
	インテリア科	
沖縄県立浦添工業高等学校	インテリア科	
	デザイン科	
	機械科	県教育庁那覇教育事務所の所管区域、西原町
沖縄県立那覇工業高等学校	自動車科	県教育庁那覇、島尻及び八重山教育事務所の所管区域、西原町
	電気科	県教育庁那覇教育事務所の所管区域、西原町
	クラフト科	県全 域

アーツ科	県全 域	
沖縄県立沖縄工業高等学校	電子機械科	県全 域
	情報電子科	県全 域
	建築科	県教育庁那覇、島尻、宮古及び八重山教育事務所の所管区域、西原町
	土木科	
沖縄県立首里高等学校	工業化学科	県全 域
	染織デザイン科	県全 域
	機械科	県教育庁島尻教育事務所の所管区域
沖縄県立南部工業高等学校	電気科	
	鋭能プログラム科	県教育庁那覇(浦添市を除く。)、島尻、宮古及び八重山教育事務所の所管区域
沖縄県立宮古工業高等学校	自動車機械	県全 域
	システム科	
	電気情報科	県全 域
沖縄県立八重山商工高等学校	機械科	県教育庁八重山教育事務所の所管区域
	電気科	

別表第4 商業に関する学科の学区(第2条関係)

高等学校名	学科名	通 学 区 域
	商業科	県教育庁国頭教育事務所の所管区域、恩納村
	ファッション	

沖縄県立名護商業高等学校	県全	県全	県全
	情報処理科	県教育庁国頭、中頭、島尻、宮古及び八重山教育事務所の所管区域	県全
	レポート観光科	県全	県全
	オフィスビジネス科	県全	県全
	ビジネスマテリアルデザイン科	県全	県全
	情報システム科	県全	県全
	商業科	県教育庁中頭教育事務所の所管区域、宜野座村、金武町、久米島町	県全
	情報会計科	県全	県全
	国際流通科	県全	県全
	商業科	読谷村、嘉手納町、北谷町、宜野湾市、浦添市、那覇市、西原町、北中城村、中城村、久米島町	県全
	情報処理科	県教育庁中頭、那覇、島尻、宮古及び八重山教育事務所の所管区域	県全
	国際観光科	県全	県全
	商業科	浦添市、那覇市、南風原町、豊見城市、久米島町	県全

会 計 科	県 全 域
情報処理科	県教育庁中頭、那覇、島尻、宮古及び八重山教育事務所の所管区域
国際経済科	県 全 域
商 業 科	南風原町、与那原町、大里村、佐敷町、知念村、玉城村、具志頭村、東風平町、糸満市、豊見城市、那覇市
OA経理科	県 全 域
情 報 ヒ・ソ・ネ・ス 科	県 全 域
沖縄県立翔南高等学校	平良市、城辺町、上野村、伊良部町、下地町
沖縄県立八重山商工高等学校	石垣市

別表第5 水産に関する学科の学区(第2条関係)

高 等 学 校 名	学 科 名	通 学 区 域
沖縄県立沖縄水産高等学校	海洋技術科	県 全 域
沖縄県立翔南高等学校	海洋科学科	県 全 域
	食品科学科	県 全 域

別表第6 家庭に関する学科の学区(第2条関係)

高 等 学 校 名	学 科 名	通 学 区 域
沖縄県立北部工業高等学校	生活情報科	県教育庁国頭教育事務所の所管区域、恩納村
沖縄県立美里工業高等学校	調 理 科	県教育庁国頭、中頭(宜野湾市、西原町を除く。)宮古及び八重山教育事務所の所管区域
沖縄県立浦添工業高等学校	調 理 科	県教育庁那覇、島尻、宮古及び八重山教育事務所の所管区域、宜野湾市、西原町

沖縄県立那覇工業高等学校	服飾 デザイン科	県全
沖縄県立沖縄工業高等学校	生活情報科	県教育庁中頭、那覇、島尻及び八重山教育事務所の所管区域
沖縄県立糸満高等学校	家政科	県全域
沖縄県立宮古工業高等学校	生活情報科	県教育庁宮古教育事務所の所管区域

別表第7 看護に関する学科の学区(第2条関係)

高等学校名	学科名	通学区
沖縄県立那覇高等学校	衛生看護科	県全

別表第8 福祉に関する学科の学区(第2条関係)

高等学校名	学科名	通学区
沖縄県立陽明高等学校	介護福祉科	県全
沖縄県立中部農林高等学校	福祉科	県全

別表第9 その他の専門学科の学区(第2条関係)

高等学校名	学科名	通学区
沖縄県立開邦高等学校	理科	県教育庁那覇及び八重山教育事務所の所管区域、西原町、与那原町、南風原町
	英語科	県全
	芸術科	県全
	国際人文科	県全
沖縄県立那覇西高等学校		

	体 育 科	県 全 域
沖縄県立球陽高等学校	理 数	県教育庁中頭(西原町を除く。)及び八重山教育事務所の所管区域、金武町、宜野座村、名護市(久辺、久志中学校区域のみ)
	国際英語科	県 全 域
沖縄県立北山高等学校	理 数	県教育庁国頭教育事務所の所管区域(金武町、宜野座村、名護市(久辺、久志中学校区域のみ)を除く。)
沖縄県立菅古高等学校	理 数	県教育庁菅古及び八重山教育事務所の所管区域
沖縄県立八重山商工高等学校	人 文 科	県 全 域
沖縄県立向陽高等学校	理 数	具志頭村、玉城村、知念村、佐敷町、大里村、糸満市、東風平町、豊見城市、県教育庁八重山教育事務所の所管区域
	国際文科	県 全 域
沖縄県立中部商業高等学校	生涯スポーツ科	県 全 域
沖縄県立那覇国際高等学校	国 際 科	県 全 域
沖縄県立辺土名高等学校	環 境 科	県 全 域

別表第10 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科の学区(第2条関係)

高 等 学 校 名	学 科 名	通 学 区 域
沖縄県立陽明高等学校	総合学科	県 全 域
沖縄県立神縄水産高等学校	総合学科	県 全 域

別表第11 第2次募集に係る全日制の課程の普通科の学区(第2条関係)

高 等 学 校 名	学 科 名	通 学 区 域



沖縄県立辺土名高等学校	普通科	県教育庁国頭教育事務所の所管区域
沖縄県立北山高等学校	普通科	県教育庁国頭教育事務所の所管区域、恩納村(安富祖及び恩納中学校区域のみ)
沖縄県立本部高等学校	普通科	県教育庁国頭教育事務所の所管区域、恩納村(喜瀬武原中学校区域のみ)
沖縄県立名護高等学校	普通科	県教育庁国頭教育事務所の所管区域、金武町(嘉差小学校区域のみ)
沖縄県立宜野湾高等学校	普通科	県教育庁国頭教育事務所の所管区域、金武町(嘉差小学校区域のみ)
沖縄県立石川高等学校	普通科	県教育庁国頭教育事務所の所管区域、金武町(嘉差小学校区域のみ)
沖縄県立前原高等学校	普通科	県教育庁国頭教育事務所の所管区域
沖縄県立具志川高等学校	普通科	県教育庁国頭教育事務所の所管区域
沖縄県立与勝高等学校	普通科	県教育庁国頭教育事務所の所管区域
沖縄県立読谷高等学校	普通科	県教育庁国頭教育事務所の所管区域
沖縄県立嘉手納高等学校	普通科	県教育庁国頭教育事務所の所管区域
沖縄県立美里高等学校	普通科	県教育庁国頭教育事務所の所管区域
沖縄県立ユザ高等学校	普通科	県教育庁国頭教育事務所の所管区域
沖縄県立北中城高等学校	普通科	県教育庁国頭教育事務所の所管区域、浦添市(港川中学校区域のみ)
沖縄県立北谷高等学校	普通科	県教育庁国頭教育事務所の所管区域、浦添市
沖縄県立普天間高等学校	普通科	県教育庁国頭教育事務所の所管区域、浦添市
沖縄県立宜野湾高等学校	普通科	県教育庁国頭教育事務所の所管区域、浦添市
沖縄県立西原高等学校	普通科	県教育庁国頭教育事務所の所管区域、浦添市
沖縄県立浦添高等学校	普通科	県教育庁国頭教育事務所の所管区域、浦添市

沖縄県立那覇国際高等学校	普通科	県教育庁那覇教育事務所の所管区域
沖縄県立首里高等学校 沖縄県立首里東高等学校 沖縄県立真和志高等学校	普通科	県教育庁那覇教育事務所の所管区域、南風原町
沖縄県立南風原高等学校	普通科	県教育庁島尻教育事務所の所管区域、那覇市(松島、真和志、石田、首里、城北、石嶺、松城、安岡、寄宮及び仲井真中学校区域のみ)
沖縄県立豊見城高等学校	普通科	県教育庁島尻教育事務所の所管区域、那覇市(那覇、上山、神原、鏡原、小禄、金城、古藏、寄宮及び仲井真中学校区域のみ)
沖縄県立那覇高等学校 沖縄県立小禄高等学校 沖縄県立那覇西高等学校	普通科	県教育庁那覇教育事務所の所管区域、豊見城市
沖縄県立豊見城南高等学校 沖縄県立糸満高等学校 沖縄県立向陽高等学校	普通科	県教育庁島尻教育事務所の所管区域
沖縄県立知念高等学校	普通科	県教育庁島尻教育事務所の所管区域、西原町
沖縄県立久米島高等学校	普通科	県教育庁那覇教育事務所の所管区域
沖縄県立宮古高等学校 沖縄県立伊良部高等学校	普通科	県教育庁宮古教育事務所の所管区域 県全 城
沖縄県立八重山高等学校	普通科	石垣市

別表第12 (第2条関係)

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町(水納中学校区域のみ)、勝連町(津堅中学校区域のみ)、知念村(久高中学区域のみ)、南大東村、北大東村、盛間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、平良市(大神中学校区域のみ)、多良間村、竹富町、与那国町

別表第2 (第2条関係)

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町(水納中学校区域のみ)、勝連町(津堅中学校区域のみ)、知念村(久高中学区域のみ)、南大東村、北大東村、盛間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、平良市(大神中学校区域のみ)、多良間村、竹富町、与那国町

別記様式（第4条関係）

学区外高等学校入学志願書

沖縄県立

高等学校長 殿

年 月 日

\_\_\_\_\_  
 (出身中学校)  
 \_\_\_\_\_  
 (志願者氏名)  
 \_\_\_\_\_  
 (保護者氏名) 印  
 \_\_\_\_\_  
 (保護者現住所)

下記のとおり沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則第4条の規定により、保護者の移転先の住所の属する学区内に所在する高等学校へ入学を志願します。

記

志願先高等学校及び志願学科	沖縄県立	高等学校	科
移転先住所			
保護者の住所の移転に関する事項	移転予定年月日	年 月 日	
移転の理由			

上記のとおり相違ないことを証明する。  
 年 月 日  
 中学校 校長 印

添付書類

- 1 保護者の住所の移転を証する書類
- 2 その他 ( )

別記様式（第4条関係）

学区外高等学校入学志願許可願

\_\_\_\_\_  
 (出身中学校)  
 \_\_\_\_\_  
 (現住所)  
 \_\_\_\_\_  
 (志願者氏名)

上記の者は、沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則第3条第2項の規定により、学区外の高等学校へ入学志願したいので御許可くださいますようお願いいたします。

年 月 日

\_\_\_\_\_  
 (保護者現住所)  
 \_\_\_\_\_  
 (保護者氏名) 印

学区外志願の理由(詳細に記載し、その事情を証明する資料を添付すること。)

\_\_\_\_\_

上記のとおり相違ないことを証明する。  
 年 月 日  
 中学校長 印

上記の願いを承認する。  
 年 月 日  
 学区域内高等学校長 印

上記の願いを承認する。  
 年 月 日  
 志願先高等学校長 印

(注) 虚偽の記載により入学したものについては、当該高等学校長はその入学を取り消すことができる。

# 教育長報告

## 1 報告事項

平成16年第1回沖縄県議会(2月定例会)における質問・答弁概要について

## 2 事項の説明

○ 平成16年2月13日に開会した平成16年第1回沖縄県議会(2月定例会)における代表質問、一般質問及において主に次のような質問等があった。

- (1) 新年度の不登校対策について：翁長政俊、新川秀清
- (2) 教育基本法について：新垣哲司、宮城國男、新垣米子、糸数慶子
- (3) 子どもを取り巻く環境(虐待等)に関する根本的な原因及びそれを解決する全社会的な取り組みについて：金城昌勝、安里進
- (4) 県立美術館・博物館建設について：平良長政
- (5) 少人数学級の取り組みについて：新川秀清、新垣米子
- (6) 統合教育推進について：新川秀清、大城一馬
- (7) 幼稚園での「あずかり保育」について：新垣米子
- (8) 教育委員会制度について：糸数慶子、新垣哲司
- (9) 那覇養護学校の給食について：糸数慶子、外間久子
- (10) 学校教育でのDV教育について：糸数慶子
- (11) 「子どもの居場所づくり推進事業」について：糸数慶子、大城一馬、金城勉
- (12) 学校や登下校時の安全対策について：糸洲朝則、当山全弘、大城一馬
- (13) 南山グスクの修復について：新垣哲司
- (14) 漫湖水域のスポーツ施設の設置について：金城昌勝
- (15) へき地・過小規模校の存続活用について：高嶺善伸
- (16) 生徒のやる気支援事業について：高嶺善伸、大城一馬
- (17) 児童虐待の早期発見、ケア体制及び教師への支援について：渡嘉敷喜代子
- (18) 自衛隊派遣に関する首相発言について：当山全弘
- (19) ゆとり教育の実状について：大城一馬
- (20) 県教育長と語る会での生徒の声と教育行政への反映について：大城一馬
- (21) バリアフリーの整備状況について：大城一馬
- (22) ジュゴンの文化財保護法に関する対応について：喜納昌春
- (23) ハンセン病患者の支援について：宮里政秋
- (24) 45分間休憩時間の実態、休憩の保障及び取り方、事件の再発防止について：狩俣信子
- (25) 県立高校のクーラー設置について：金城勉
- (26) 教師によるわいせつ行為、セクハラ行為の実態について：安里進

- (27) 「六諭衍義」の普及について：安里進
- (28) 奨学資金について：前島明男
- (29) 平良中学校体育館の改築について：坂井民二
- (30) 宮古総合実業高校（仮称）の平成整備計画（案）について：砂川佳一
- (31) 沖縄県指定無形文化財「沖縄伝統舞踊」の保持者の指定について：高江洲義政

このうち、「新年度の不登校対策について」「那覇養護学校の給食について」「『子どもの居場所づくり推進事業』について」「沖縄県指定無形文化財「沖縄伝統舞踊」の保持者の指定について」についての答弁要旨は、次のとおりです。

#### 新年度の不登校対策について

質問要旨：平成16年度に予定している不登校生徒対策の内容について聞きたい

答弁要旨：不登校等の問題は、本県の教育における最重要課題の一つであると考えております。

これまで、不登校対策として、スクールカウンセラー配置事業、巡回教育相談員配置事業等を実施してまいりました。

平成16年度は、新しく「生徒のやる気支援事業」をはじめとする新規9の事業、拡充4、継続12の総計25の事業からなる「子どもの居場所づくり推進事業」を位置づけ、展開してまいります。

その具体的な例の1つである「生徒のやる気支援事業」では、大人と子どもの心のつながりを深め、学校、家庭、地域に心のよりどころとなる居場所をつくり、生徒に自己存在感を形成することにより、不登校生徒対策の充実、改善を図ってまいりたいと考えております。

#### 那覇養護学校の給食について

質問要旨：県立那覇養護学校の自宅通学児童に対する学校給食の実態と今後の対応について

答弁要旨：県立那覇養護学校は、肢体不自由児の入園する沖縄整肢療護園と重症心身障害児の入園する若夏愛育園の児童生徒を対象にした施設併設の学校であります。そのため、昼食は施設に戻り摂ることになっていることから学校給食施設は必要とされておりません。

平成14年度から就学している自宅通学児童は、保護者が作った弁当を持参するとの条件で就学させた経緯があります。

なお、今後の給食のあり方については、学校と十分に連携し、考えていきたいと思っております。

### 「子どもの居場所づくり推進事業」について

質問要旨： 県教育委員会が子どもたちの健全育成を支援する「子供の居場所づくり推進事業」をスタートさせるが、県や県教育委員会の具体的な取り組みを伺いたい

答弁要旨： 青少年が社会において、自己存在感を持つことが大切であると考えます。

「子どもの居場所づくり推進事業」は、9つの新規事業とその他拡充事業等を含めた25事業からなる施策であります。

具体的な取り組み例としては、学校においては、「スクールカウンセラー」の拡充、高等学校における「生徒就学支援センター」の設置、家庭においては、「家庭訪問巡回教育相談」や「家庭教育支援会議」等による保護者への支援体制の充実を図ります。

さらに、地域社会においては、中・高等学校に新たに「やる気支援コーディネーター」を配置するとともに、「地域子ども教室」を設置し、様々な体験活動や、地域住民との心の交流を深め、地域における居場所づくりを推進して参ります。

### 沖縄県指定無形文化財「沖縄伝統舞踊」の保持者の指定について

質問要旨： 沖縄県指定無形文化財「沖縄伝統舞踊」の保持者の指定について

答弁要旨： 「沖縄伝統舞踊」は、その芸能史的な価値から昭和47年12月28日に県指定無形文化財に指定・認定されました。これまでに3回の追加認定が行われ、現在保持者は99名となっております。

県教育委員会は、沖縄県文化財保護審議会に平成14年3月28日付けで、当該無形文化財の追加認定について諮問しました。

同審議会では、無形文化財の専門家で構成する専門部会で10回目の調査・検討作業を終え、先日、同審議会へ検討結果の報告がなされ、近々答申されるものとみております。

その答申を受け、県教育委員会の議決を経て、正式に追加認定していきたいと考えております。

○ 予算特別委員会において以下の審議が行われた。

甲第 1号議案 平成16年度沖縄県一般会計予算（教育委員会所管）：原案可決（多数）

甲第 25号議案 平成15年度沖縄県一般会計補正予算（第5号）：原案可決

文教厚生委員会において以下の条例及び陳情の審議が行われた。

#### 条例3件

- 1 乙第21号議案 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例：原案可決

- 2 乙第22号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例：原案可決
- 3 乙第23号議案 沖縄県立教育機関使用料徴収条例の一部を改正する条例：  
原案可決（多数）

陳情17件（継続13件、新規4件）

- 1 陳情平成13年第79号 スポーツ振興投票（サッカーくじ）に関する陳情  
（記事項の3～5）
- 2 陳情平成13年第154号 授業料の免除（減額）枠の拡大を求める陳情
- 3 陳情平成13年第155号 離島学生のための学生寮建設を求める陳情
- 4 陳情平成14年第36号 中城北中城清掃事務組合ごみ焼却場建設届けを撤回  
を求める陳情（記事項の3）
- 5 陳情第23号 糸数アブチラガマ、ガビラ、ヌヌマチガマ等の戦争  
遺跡・遺物の保存と平和教育への活用に関する陳情
- 6 陳情第25号 子ども会活動への助成に関する陳情
- 7 陳情第33号 教育基本法「見直し」に反対する国への意見書採択  
を求める陳情
- 8 陳情第41号 教育基本法「見直し」に反対を求める陳情
- 9 陳情第68号 教育基本法をめぐる中央教育審議会答申に関する陳情
- 10 陳情第106号 併設型「中高一貫教育」の早期導入に関する陳情
- 11 陳情第107号 教育基本法の改悪に反対し、憲法・教育基本法の理念の  
実現に関する陳情
- 12 陳情第119号 平成22年度全国高等学校総合体育大会に関する陳情
- 13 陳情第134号 首里城正殿の大龍柱の向きの変更に関する陳情  
※以上13件は継続であり、網掛けは2部局にまたがる陳情である。
- 14 陳情第14号 自転車競技場（常設）の新設に関する陳情
- 15 陳情第33号 那覇養護学校管理棟の改築に伴う諸施設建設整備用地と  
して隣接する県立看護大学用地（学生駐車場）の活用に関  
する陳情
- 16 陳情第34号 那覇養護学校の給食に関する陳情
- 17 陳情第39号の2 平成15年度沖縄県知的障害者教育・福祉・就労研究大  
会決議の実現方に関する陳情（記事項の5）

※以上4件は新規の陳情である。

○ 米軍基地関係特別委員会において以下の陳情の審議が行われた

- 1 陳情第160号 那覇防衛施設局が行う辺野古海域での「地質調査・海象  
調査」の不許可並びに同「地質調査・海象調査」の環境  
影響評価法手続での「方法書」記載を求める陳情

平成16年第7回県教育委員会会議  
教 育 長 報 告

1 報告事項

平成16年度教育委員会職員(学校職員を除く。)の定期人事異動の概況について

2 事項の説明

(1) 人事異動の基本的な方針

- ① 組織の充実・均衡を図るため本人の希望も考慮しつつ、適材適所の配置を行う。
- ② 行政事務を合理的かつ効率的に推進し、同一職務の固定化マンネリ化をなくすため、同一職務の長期勤続者を異動させる。
- ③ 教育職から任用されている職種で、行政職から任用可能な職種については、行政職からの任用を積極的に行う。
- ④ 他任命権者との人事交流についても積極的に推進する。

(2) 職員総数565人うち平成16年度の定期人事異動者の数は165人で、異動率は29.2%となっています。

なお、人事異動者の内訳は下記の表のとおりです。

(単位:人、%)

	部長相当	次長相当	課長相当	補佐相当	係長級以下	合計	異動率	
							16年度	前年度
職員在職者数	3	8	46	58	450	565		
新規採用	0	0	0	0	8	8	1.4%	2.8%
配置換え等	2	4	21	19	111	157	27.8%	32.8%
(うち昇任者)	(2)	(3)	(5)	(11)	(15)	(36)	(6.4%)	(5.0%)
合計(新採+配換)	2	4	21	19	119	165	29.2%	35.6%
職制別異動率	66.7	50.0	45.7	32.8	26.4	29.2%		
退職者数	1	1	2	2	8	14	2.5%	2.1%

(3) 今回の人事異動に伴う昇任者数及び女性の登用状況は以下のとおりです。

①昇任者数の状況

	部長相当	次長相当	課長相当	補佐相当	係長級以下	合計	前年度合計
昇任者数	2人	3人	5人	11人	15人	36人	29人
女性の昇任者数	0人	0人	1人	3人	4人	8人	6人
比率	0.0%	0.0%	20.0%	27.3%	26.7%	22.2%	20.7%

②平成16年度女性の登用状況(補佐級以上)

	部長相当	次長相当	課長相当	補佐相当	合計
職員在職者数	3人	8人	46人	58人	115人
女性の在職者数	0人	0人	1人	5人	6人
前年度	0人	0人	0人	9人	9人

(4) 全異動者165人中、知事部局等の他任命権者との交流による異動者は下記の表のとおりです。

	部長相当	次長相当	課長相当	補佐相当	係長級以下	合計	異動率	前年度率
知事部局	0人	1人	2人	1人	20人	24人	14.5%	12.6%

注)上記の数値には知事部局併任職員、充て指導主事等は含まない。



平成16年第7回県教育委員会会議  
教 育 長 報 告

1 報告事項

平成16年度公立学校教職員定期人事異動の概況について

2 事項の説明

(1) 人事異動の基本的な方針

- ① 全県的視野にたつての広域交流に努める。
- ② 各学校の課題解決を図る人事異動に努める。
- ③ 特色ある学校づくりのための人事配置に努める。
- ④ 男女バランス、年齢等の職員構成について考慮する。
- ⑤ へき地校への異動促進を図る。

(2) 定期人事異動の概況

- ① 定期人事異動は原則5年としており、公立学校本務教職員数13,159人中3,281人が異動し、異動率は24.9%（前年度は24.1%）となっている。

<校種別の内訳>

校 種	職員数(人)	異動者数(人)	異動率(%)
小学校	4,900	1,251	25.5
中学校	3,230	795	24.6
高等学校	3,839	971	25.3
特殊諸学校	1,190	264	22.2

- ② 退職者数は、小学校が160人、中学校が111人、高等学校が203人、特殊教育諸学校が55人で合計529人である。〈前年度は570人〉
- ③ 管理職への昇任は、校長 85人(19)、教頭 75人(21)、合計160人(40)である。( )は女性で内数
- ④ 事務長への昇任は、課長補佐級9人である。係長級は2人である。
- ⑤ 新規採用者数は、教諭が434人、養護教諭が20人、事務職員が20人、その他職員が8人、合計482人(前年度は459人)である。
- ⑥ 第6次改善計画(県立)により、教頭、教諭、養護教諭を含め21人の定数改善を図った。
- ⑦ 第7次改善計画(義務)により少人数加配等513人、さらに小学校12校、中学校8校において養護教諭の複数配置等定数改善を図った。
- ⑧ 小学校1・2年生については、49校で少人数学級の編製の定数改善を図った。
- ⑨ 広島県と県間人事交流を行った。  
〈沖縄県→広島県 高等学校1人〉 〈広島県→沖縄県 高等学校1人〉

(3) 課題

※ 国頭地区へき地校の統廃合、学級減等による中学校の教科別需給バランスへの対応

平成16年第7回県教育委員会会議

教育長報告

1 報告事項

平成16年度県立高等学校入学者選抜の実施結果について

2 事項の説明

(1) 平成16年度入学者選抜における主な改正点

- ア 平成16年度入学定員は17,560人で、前年度より18学級720人の減となった。
- イ 推薦入学の募集人員の割合について、6校9学科で特別枠（5パーセント）を実施した。
- ウ 第2次募集で、第2志望ができること、志願変更ができることの改善を行った。
- エ 連携型入学者選抜は伊良部高校に加えて、今年度から本部高校でも実施した。
- オ 在外教育施設に派遣された本県教員の子女が推薦入学に出願できるよう配慮することとした。

(2) 今後、取り組む主な課題

- ア 通学区域の拡大に伴う広報啓発活動の実施と、各高校における判定方法の検討
- イ 通学区域の拡大に伴う中学校進路指導の改善と、高校における積極的な情報提供の実施
- ウ 少子化に伴う入学定員の適正配置
- エ 特色ある学校づくりを推進する新たな入学者選抜制度の検討
- オ 各高校における判定基準の改善・充実と多様化

(3) 平成16年度入学者選抜における志願合格状況

H15年度県内中学3年在籍数		前年度増減
18,461		△742

(整数の単位：人)

募集定員	全日制	定時制	計	前年度増減
	16,920	640	17,560	△720

推薦入学	全日制			前年度増減	連携入学	全日制		前年度増減
	定員	定員	計			定員	前年度増減	
定員	4,110	164	4,274	△99	定員	200	120	
志願者数	3,255	1	3,256	△261	志願者数	178	99	
合格者数	2,507	1	2,508	△189	合格者数	167	88	

一般入学	全日制			定時制			全定合計			前年度増減
	現役	過卒	計	現役	過卒	計	現役	過卒	計	
定員	14,246			639			14,885			△619
最終志願者数	14,074	232	14,306	283	195	478	14,357	427	14,784	△724
志願倍率	1.00			0.75			0.99			△0.01
合格者数	12,544	120	12,664	264	166	430	12,808	286	13,094	△693
特別募集合格				23内数						△9
不合格者数(不受検等含む)	1,530	112	1,642	19	29	48	1,549	141	1,690	△31

第1次まとめ	全日制			定時制			全定合計			前年度増減
	現役	過卒	計	現役	過卒	計	現役	過卒	計	
合格者数	15,218	120	15,338	265	166	431	15,483	286	15,769	△794

(内辞退6)

第2次募集	全日制			定時制			全定合計			前年度増減
	現役	過卒	計	現役	過卒	計	現役	過卒	計	
定員	1582+6(辞退)=1588			209			1,797			73
最終志願者数	1,059	60	1,119	159	49	208	1,218	109	1,327	△47
志願倍率	0.70			1.00			0.74			△0.06
合格者数	771	29	800	116	41	157	887	70	957	27
不合格者数(不受検等含む)	288	31	319	43	8	51	331	39	370	△74

最終人数	全日制			定時制			全定合計			前年度増減
	現役	過卒	計	現役	過卒	計	現役	過卒	計	
合格者数	15,989	149	16,138	381	207	588	16,370	356	16,726	△767
空定員数	788			52			840			31

通信制課程

定員	250
志願者数	226
合格者数	218

平成 16 年第 7 回 県教育委員会 会議  
教 育 長 報 告

1 報告事項

平成 16 年度 県立特殊教育諸学校 入学者選抜結果について

2 事項の説明

平成 16 年度 県立特殊教育諸学校 幼稚部及び高等部の入学選抜実施状況

(1) 幼稚部合格者数

※ 2 名不受検

		平成 15 年度	平成 16 年度	前年度比
特殊教育諸学校幼稚部 (6 校)	募集定員	50	50	
	志願者数	38	27	△ 11
	合格者数	37	25	△ 12

(2) 高等部合格者数

		平成 15 年度	平成 16 年度	前年度比	
沖縄盲学校	理療課	募集定員	10	10	
		志願者数	7	6	△ 1
		合格者数	6	5	△ 1
	保健理療課	募集定員	10	10	
		志願者数	1	2	1
		合格者数	1	2	1
特殊教育諸学校高等部 (盲学校、ろう学校含む 14 校)	募集定員	281	322	41	
	志願者数	188	201	13	
	合格者数	188	200	12	
沖縄高等養護学校 (1 校)	募集定員	40	40		
	志願者数	75	74	△ 1	
	合格者数	40	40		
合 計	募集定員	341	382	41	
	志願者数	271	283	12	
	合格者数	235	247	12	

※ 盲学校専攻科(理療科)受験者の内 1 名は合格ラインに満たず不合格。

※ 高等養護学校の合格内定者のうち、1 名が高等学校へ合格したため、特殊教育諸学校へ高等部に併願していた 1 名が繰り上げ合格となり、志願者は 201 名で合格者は 200 名となっている。

※ 高等養護学校不合格者 34 名のうち他養護学校高等部合格者は 26 名、2 名は県立高等学校合格入学、1 名は能力開発校、5 名は未定。

平成16年第7回県教育委員会会議  
教 育 長 報 告

1 報 告 事 項

- ・生涯学習推進センターの設置について

2 事 項 の 説 明

多様化・高度化する県民の学習ニーズに応え、県民一人一人の生涯にわたる自主的・自発的な学習活動を総合的、体系的に推進していくために、その拠点として生涯学習推進センターを教育庁生涯学習振興課に設置し南部合同庁舎で業務を開始する。

(1) 生涯学習推進センターの機能

- (ア) 学習情報の収集と提供
- (イ) 学習機会の提供
- (ウ) 指導者養成
- (エ) 調査研究
- (オ) 学習相談
- (カ) 視聴覚ライブラリー

(2) 生涯学習推進センターにおける諸事業

- (ア) 学習情報の収集と提供
  - 生涯学習情報提供システムによる各種情報の提供(平成16年度新規事業)
- (イ) 学習機会の提供
  - 沖縄県生涯学習県民大学(平成16年度新規事業)
  - 学校開放講座、広域学習サービス
- (ウ) 指導者養成
  - 指導者(婦人教育、青少年教育指導員他)養成講座、ボランティア養成講座等
- (エ) 調査研究
  - 生涯学習に関する調査研究
- (オ) 学習相談
  - 窓口、電話相談
- (カ) 視聴覚ライブラリー
  - 視聴覚教育の普及・発展、及び視聴覚機器・教材の貸し出し

(3) 設置場所

那覇市旭町1番地(南部合同庁舎7階)

(4) 設置規模及び施設配置

規模 422㎡

施設配置 事務室、研修室、学習相談室、会議室、視聴覚ライブラリー

(5) 組織体制

副参事 1名、主任 1名、社会教育主事 2名